



吉田 修 議員

問 防災無線が設置されていない家庭もあるが、町内の設置率は。

答 622世帯中604世帯が設置済みで、設置率は97・1%となっている。

問 全家庭設置されていない要因は。

答 未設置世帯は主にアパート世帯で、設置する際に、壁などに加工が必要になる時もある。防災無

線の設置は、基本的には自主申請となっている。



▲防災無線の写真

問 移住者が増加している中で地元の人との接点が少ない。交流を深める為、防災無線を活用できないか。

答 防災行政無線は、緊急時に自動で情報が住民に伝達される仕組みになっている。町からのお知らせなどは電波法の制約の中で運用している。個人的な運用は認められていない。

問 全家庭に防災無線必要ではないか

答 広報などで設置周知を促進したい

問 公共トイレぴかぴか事業とは

答 交流拡大に向けた整備事業の一つ

問 公共トイレぴかぴか事業とは

答 ふるさと総合戦略の拠点整備事業の一つで洋式化と維持管理で交流人口の拡大に向けた利用しやすいトイレを目指している。

問 観光地で配慮しなければならぬのはきれいなトイレだと思う。たまたま小便器の黄ばみがひどい所があったが点検はどの様になっているのか。

答 自治会や関連事業者に、定期的な点検と清掃を委託している。不具合があれば現場確認をして必要な対応をしている。



▲観光トイレの写真

問 12月から3月まで観光地トイレが閉鎖される為、尿石が落ちないのでと考えるが。

答 今後とも適正な維持管理に努め、利用しやすいトイレになるよう努めていきたい。

問 空き家解体助成金制度拡大は

答 解体条例を改定し現行の倍にする

問 美しい七ヶ宿町の景観を損ねる空き家、特に廃屋化した住宅が目につくが、建物解体のための費用が高騰していることに鑑み、助成金条例の改定を行い、現在1/2上限50万円の増額を検討すべきでないか。

答 解体費用価格の上昇と解体促進を図るため、条例を改正して、補助上限枠を50万円から100万円に引き上げたい。

問 宅地内の母屋に付随する老朽化した小屋等の解体助成金制度の新設は。

答 現行の解体制度では、居宅を対象としていたが、付随する倉庫など同一敷地内の建物も助成の対象とする。

問 管理状況があまりにずさんな空き家、廃屋化した住宅を法律に規定された「特定空き家」に認定する考えは。

答 個人の財産である空き家の管理は、所有者が自ら行うことが原則である。所有者への現状報告や解体等の働きかけ、解体費用の補助金拡充が問題解決につながって欲しい。なお、「特定空き家」の認定についても検討する。



▲町内の空き家

問 現行の家財道具処分助成金は15万円であるが、とてもこの金額では足りないのでは増額ができないか。

答 基本的に家財の処分で大抵のものは、仏壇と神棚を想定しているため、この金額が妥当とする。



▲現在の町民プール

問 老朽化した町有施設である町民プールは、何ら具体的な対応がされていない。今後の活用計画は。

答 町民プールは建設後50年が経過し、施設が広範囲に劣化していることから廃止するが、施設の解体の時期については跡地利用の計画にあわせて処理を進める。

問 老朽化した町民プールの活用は

答 廃止し、跡地利用計画後解体する



五十嵐 敏夫 議員